

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕新旧対照表

現行			改定案		
【金融検査マニュアル及び検証ポイント】			【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		
(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)		検証ポイント
項目	1. 債権の分類方法		項目	1. 債権の分類方法	
	自己査定結果の正確性の検証			自己査定結果の正確性の検証	
(3) 債務者区分	(略)	(略)	(3) 債務者区分	(略)	(略)
(略)			(略)		
③破綻懸念先		7. 資本的劣後ローンの取扱い (略) (2) 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなすに際しては、金融機関において当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の引当につき、「 <u>銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取り扱い</u> 」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)を参照の上、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。 (略)	③破綻懸念先		7. 資本的劣後ローンの取扱い (略) (2) 資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)を資本とみなすに際しては、金融機関において当該資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)の引当につき、「 <u>資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い</u> 」(平成16年11月2日日本公認会計士協会)を参照の上、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。 (略)

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕 新旧対照表

(改定前)	(改定後)
3. 検証のポイントに関する運用例 (事例1)～(事例25) (略) (事例26) 概況 (略) 業況 (略) 自己査定 (略) なお、当金庫は資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）の<u>引当て</u>については、<u>「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取り扱い」</u>（平成16年11月2日日本公認会計士協会）のうち、<u>準株式法（市場価格のない株式又は種類株式の評価に準じて貸倒見積高を算出する方法）</u>により、100%の引当を実施している。 (略)	3. 検証のポイントに関する運用例 (事例1)～(事例25) (略) (事例26) 概況 (略) 業況 (略) 自己査定 (略) なお、当金庫は資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）の<u>引当</u>については、<u>「資本的劣後ローン等に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本的劣後ローン等に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」</u>（平成16年11月2日日本公認会計士協会）のうち、<u>準株式法（時価を把握することが極めて困難と認められる株式又は種類株式の評価に準じて劣後性を有する適格貸出金の貸倒見積高を算定する方法）</u>により、100%の引当を実施している。 (略)